

善光寺表参道ウォークブル推進事業支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、「善光寺表参道ウォークブル推進事業支援業務委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等について、必要な事項を定めるものとする。

(業務の概要)

第2 業務の概要は、次のとおりとする。

- (1) 業務名称 善光寺表参道ウォークブル推進事業支援業務委託
- (2) 業務目的 別紙「善光寺表参道ウォークブル推進事業支援業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務内容 別紙「善光寺表参道ウォークブル推進事業支援業務委託仕様書」のとおり
- (4) 業務期間 契約締結日から令和10年3月31日まで
- (5) 業務委託費
 - ア 上限額は、18,000千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。
 - イ 最低制限価格は設定しないものとする。
 - ウ 令和8年度分の支払額は8,000千円を上限とする。

(プロポーザル方式の採用理由及び選定方式)

第3 本事業は、善光寺表参道の歩行者優先道路化に向けて、来街者の回遊性向上や沿道事業者等による道路の利活用を見据えた空間整備のあり方を検討することを目的としており、社会実験の企画から効果検証までを円滑に支援する実務経験と、空間再編が周辺交通に与える影響を多角的に予測・評価できる高度な分析能力が不可欠である。さらに、整備イメージの検討・提案には、まちづくりの将来像を捉えた独自の視点や、エリアの魅力を最大限に引き出す柔軟な発想力・創造力も求められることから、価格のみによって事業者を選定する競争入札は適さないため、プロポーザル方式を採用する。

2 選定方式は、企画提案書及びプレゼンテーションにより、その内容等を総合的に比較検討し、最も適格と判断される事業者を優先交渉権者として選定する公募型プロポーザル方式とする。

(実施スケジュール)

第4 本プロポーザルの実施スケジュール予定は、次のとおりとする。

- (1) 実施の公告 令和8年6月5日（金）
- (2) 質疑の受付 令和8年6月11日（木）午後5時まで
- (3) 質疑に対する回答 令和8年6月8日（月）から令和8年6月12日（金）
- (4) 参加申請書の受付 令和8年6月5日（金）から令和8年6月15日（月）

午後 5 時まで

- (5) 参加資格の審査結果通知 令和 8 年 6 月 17 日 (水)
- (6) 企画提案書の受付 令和 8 年 6 月 18 日 (木) から令和 8 年 6 月 25 日 (木)

午後 5 時まで

- (7) プレゼンテーションの詳細連絡 令和 8 年 6 月 26 日 (金)
- (8) プレゼンテーションの実施 令和 8 年 7 月 2 日 (木)
- (9) 選定結果の通知 令和 8 年 7 月 3 日 (金)
- (10) 仕様の協議及び見積 令和 8 年 7 月上旬
- (11) 契約締結 令和 8 年 8 月上旬

(参加者に求められる資格要件)

第 5 本プロポーザルの参加資格として、以下の要件をすべて満たす者とする。

(1) 一般的 (共通) 事項

- ア 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
 - イ 長野市物品・製造等競争入札参加資格者名簿に登載されていること、または、名簿に登載されていない者が優先交渉権者となった場合は、契約の締結までに入札参加資格申請の受理及び資格認定の上、名簿への登載ができること。
 - ウ 長野市建設工事等入札参加者指名停止等措置基準 (昭和 60 年 5 月 1 日制定) 及び長野市物品等入札参加者指名停止等措置基準 (平成 18 年 4 月 1 日制定) に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
 - エ 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) 第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをされた者 (更生手続又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。) でないこと。
 - オ 市税その他市に納付すべき使用料、手数料等を滞納していないこと。
 - カ 長野市暴力団排除条例 (平成 26 年長野市条例第 40 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (2) 令和 3 年度以降 (令和 7 年度受注分含む) に、国又は地方公共団体において、元請として次のア及びイの両方の業務を受注した実績を有すること。
- ア ウォークアブルなまちづくりにおけるビジョンや計画策定に関する業務
 - イ ウォークアブルなまちづくりを目的とした公共空間活用社会実験の支援業務
- (3) 次の条件を満たす管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置すること。
- なお、各技術者は参加者と正規雇用関係にあること。
- ア 管理技術者
 - 技術士 (総合技術監理部門：建設—都市及び地方計画又は建設部門：都市及び地方計画) 又は RCCM (都市計画及び地方計画) の資格保有者で、同種業務の実績を有する者とし、照査技術者及び担当技術者を兼ねることができない。

イ 照査技術者

技術士（総合技術監理部門：建設一都市及び地方計画又は建設部門：都市及び地方計画）又はRCCM（都市計画及び地方計画）の資格保有者で、同種業務の実績を有する者とし、管理技術者及び担当技術者を兼ねることができない。

ウ 担当技術者

資格を問わないが、仕様書等に基づき適正に業務を実施する者とする。

- (4) 本業務には、長野市物品等供給契約に係る共同企業体取扱要綱及び長野市物品等供給契約に係る共同企業体との契約事務取扱要領に基づき結成される共同企業体方式によることができるものとする。この場合、共同企業体協定書（様式4）を参加申請書等の提出期限までに提出すること。

ただし、共同して参加する事業者は上記(1)の参加要件を満たさなければならない。

また、上記(2)の要件については共同企業体の代表者の実績、上記(3)のア 管理技術者については共同企業体の代表者に所属する者とする。

（質疑及び回答）

第6 質疑及び回答は、次のとおりとする。

(1) 受付方法

本プロポーザルの実施（本実施要領及び仕様書の内容）に関する質問については、質問書（様式1）を電子メールに添付し「第14 事務局」宛てに送信したうえ、着信確認の電話連絡をすること。

(2) 受付期間

令和8年6月5日（金）から令和8年6月11日（木）午後5時まで

(3) 回答方法

質問者名等を伏せて長野市ホームページにおいて公表する。

(4) 回答日

令和8年6月8日（月）から令和8年6月12日（金）

随時、速やかに回答するが、令和8年6月11日（木）に受け付けたものは、令和8年6月12日（金）までに回答する。

(5) その他

ア 電話並びに口頭による質問、指定の様式によらない質問書及び受付期間を過ぎた質問書は、受け付けない。

イ 質問書の内容について不明な点等がある場合は、質問者に対し事務局から電話等で確認を行う。

ウ 電子メールの件名は、「善光寺表参道ウォークブル推進事業支援業務委託に関する質問」とすること。

（参加申請書等の提出）

第7 参加申請書等の提出は、次のとおりとする。

- (1) 提出書類
 - ア 参加申請書（様式 2）
 - イ 業務実績調書（任意様式） 第 5 (2) の実績について全て記載
各業務の概要について記載するものとする。ただし、共同企業体による場
合は代表者の実績のみを記載すること。
 - ウ 契約書の写し（上記イが確認できるもの）
 - エ 配置予定技術者（様式 3）
 - オ 業務実施体制（任意様式）
 - カ 共同企業体協定書（様式 4）
- (2) 提出期間
令和 8 年 6 月 5 日（金）から令和 8 年 6 月 15 日（月）午後 5 時まで
- (3) 提出部数 各 1 部
- (4) 提出場所 「第 14 事務局」と同じ
- (5) 提出方法
持参又は郵送より提出すること。ただし、郵送の場合においては、本市への
送達が可能である書留等によるものとし、提出期限までに事務局に到達したも
のを有効とする。
- (6) 業務実施体制の記載内容
 - ア 本業務における実施体制（組織体制）
 - イ 本業務に配置予定の職員・技術者の担当者表、担当者の資格、実績など
なお、実績については第 5 (2) の実績をすべて記載すること。
- (7) 参加資格の審査結果通知
参加申請書を提出した者には、令和 8 年 6 月 17 日（水）午後 5 時までに電子
メールにて審査結果を通知する。
なお、参加申請書の提出者が 6 者以上である場合は、上記(1)イの実績を基に
提出者の順位付けを行い、上位 5 者程度を選定する。
- (8) その他
必要書類が揃っていないもの、提出期間を過ぎたものは、受け付けない。

（企画提案書等の提出）

第 8 企画提案書等の提出は、次のとおりとする。

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書（任意様式）
 - イ 見積書及び積算内訳書（様式 5）
見積書には、別紙「善光寺表参道ウォークブル推進事業支援業務委託仕様
書」に基づく積算金額を記入すること。
- (2) 提出期間
令和 8 年 6 月 18 日（木）から令和 8 年 6 月 25 日（木）午後 5 時まで
- (3) 提出部数 各 8 部
- (4) 提出場所 「第 14 事務局」と同じ

(5) 提出方法

持参又は郵送より提出すること。ただし、郵送の場合においては、本市への送達が可能である書留等によるものとし、提出期限までに事務局に到達したものを有効とする。

(6) 企画提案書の記載内容

ア 本市が目指す善光寺表参道（中央通り）を軸としたウォーカブルなまちづくりの方向性及び、その実現に向けた仕組みづくりや合意形成プロセスの提案について。

イ 参加者が受注した場合の本市へのメリットやアピールポイント、参加者独自の取組みや追加提案について。

(7) その他

ア 提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

イ 企画提案書の分量は指定しないが、プレゼンテーションの説明時間を考慮し、要点をまとめたものとする。

ウ 企画提案書の表紙の右上部分に、令和8年6月17日（水）の通知において交付する整理番号を記載すること。

エ 企画提案書には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、参加者を特定できる表示を一切付してはならない。

（提案内容の審査及び結果通知）

第9 提案内容の審査及び結果通知

(1) 提出された企画提案書の内容説明及び質疑応答を求め、プレゼンテーションを実施する。（非公開）

ア 実施日時 令和8年7月2日（木）

詳細な時間については、参加申請書に記載したメールアドレス宛てに電子メールで令和8年6月26日（金）に通知する。

イ 実施場所

長野市大字鶴賀緑町1613番地 長野市役所第一庁舎4階 会議室141

ウ プレゼンテーションに参加しない場合、又は災害や交通機関の事故等、やむを得ないと判断される正当な理由がなく、指定時刻に遅れた場合は、失格とする。

エ 1者のプレゼンテーションの説明時間は、20分以内とする。

また、質疑応答時間は、10分以内とする。

オ 出席者は3名以内とし、業務実施体制に記載されている管理技術者は必ず出席すること。パソコン等を使用して説明する場合は、スクリーン及びプロジェクターは本市で用意するが、それ以外のは参加者が用意すること。

(2) 企画提案書及びプレゼンテーションを基に「長野市善光寺表参道ウォーカブル推進事業支援業務委託事業者選定委員会」において審査する。

ア 各委員は、提案内容を評価項目ごとに評価し、「別表1」の評価基準に基づき採点し、合計得点の高い順に参加者の順位を決定する。

イ 順位により順位得点を配点する。

ウ 優先交渉権者の決定

各委員の順位得点を集計し、得点が最も高い参加者を優先交渉権者、その次に高い参加者を次点者として決定する。ただし、得点が最も高い参加者が複数ある場合は、委員の協議により選定するものとする。

(3) 各参加者には、参加申請書に記載したメールアドレス宛てに電子メールで選定結果等を通知する。通知日は令和8年7月3日（金）とする。

(4) 選定委員会は非公開とし、審査及び選定の結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(5) 選定結果の公表

本プロポーザルにおける選定結果の公表内容は、以下のとおりとする。

なお、下記ウについては、参加者名を伏せたうえで公表する。

ア 事業名

イ 優先交渉権者の名称

ウ 全事業者の審査項目別評価点及び順位得点

(仕様の協議、見積及び契約の締結)

第10 仕様の協議、見積及び契約の締結は、次のとおりとする。

(1) 優先交渉権者として決定した者と業務の詳細や契約の締結に関して必要な協議を行い、委託契約の交渉を行う。

(2) 優先交渉権者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は優先交渉権者の失格事由若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、順次、次の順位以降の者を繰り上げて、その者と契約の交渉を行う。

(3) 契約内容は、仕様書及び企画提案書に基づき、本市と受託者が協議のうえ決定する。

(4) 契約手続は、長野市契約規則及び関係規程に定めるところによるものとする。

(5) 本市は、契約締結後においても受注者が本提案における欠格事由又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

(提出書類の取り扱い)

第11 本プロポーザルの実施に当たり、参加者が本市へ提出する書類の取り扱いは、次の通りとする。

(1) 提出されたすべての書類は、返却しない。

(2) 提出期限後の差し替え及び追加・削除は認めない。

(3) 提出書類は、本プロポーザルの実施以外の目的には使用しない。

(4) 提出書類は、本プロポーザルの実施に当たり必要な範囲において、複製を作成することがある。

(情報公開)

第12 提案者が本市へ提出した書類、選定経過及び結果等に関する情報公開について

ては、長野市情報公開条例（平成13年長野市条例第30号）に基づき取扱うものとする。

（その他）

第13 その他、本プロポーザルに関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 著作権及び使用権が第三者に帰属するものを無断使用しないこと。使用上の問題が発生しても、本市は責任を負わない。
- (2) 提出書類の作成等、本プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルの参加申請書を提出した後、参加を辞退する場合には、速やかに持参又は郵送又は電子メールの方法により、参加辞退届（任意）を「第13事務局」へ提出すること。電子メールの場合は、到着確認をすること。
- (4) 提出された企画提案書の著作権は参加者に帰属するものとし、参加者に無断で使用することはない。
- (5) 次のいずれかに該当した者は、失格とする。
 - ア 第5の「参加者に求められる資格要件」の要件を満たさない者
 - イ 正当な理由がなくプレゼンテーションに不参加もしくは遅れた者
 - ウ 見積書において、第2の「業務の概要」に示す業務委託費の上限額を超える金額を提示した者
 - エ 提出書類に虚偽の記載をした者
 - オ その他、本プロポーザルの実施に当たり、不正もしくは妨害行為を行い、又は公序良俗に反する行為を行った者

（事務局）

第14 本プロポーザルに係る庶務等の事務手続を行うため、次のとおり事務局を設置する。

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市都市整備部 都市計画課 計画担当（長野市役所第二庁舎5階）

担当者：中澤・依田

電話：026-224-5050（直通）

FAX：026-224-5111

E-mail：toshikei@city.nagano.lg.jp

H P：<https://www.city.nagano.nagano.jp/menu/7/2/7/6/1/index.html>

善光寺表参道ウォークブル推進事業支援業務委託 プロポーザル評価基準

No.	区分	評価項目	評価基準	評価得点
1	計画策定等に関する実績	類似業務実績	・類似業務における実績があり、十分な経験やノウハウ等を持っているか。	10
2	業務履行体制	実施体制と職員の能力	・従事予定スタッフは他自治体等における類似業務に携わった実績があるなど、本業務の円滑な実施が期待できる経験やノウハウが構築されているか。	10
3	提案内容	関連計画の把握と理解	・本業務の背景及び関連計画における本業務の位置付けを十分に理解し、それらを踏まえた提案であるか。	10
		エリアの特性・現状を踏まえた企画・提案	・エリアの特性、現状（課題等）を的確に捉え、専門的見地による提案に加え、従来の思考に捉われない発想や視点があるか。	20
		提案の実現性	・事業推進に係るステークホルダーを的確に捉え、合意形成プロセスなど、提案内容に説得力がある実現可能な提案であるか。	20
4	プレゼンテーション	資料作成能力	・提案資料について、的確な文章表現、作図等の創意工夫、重点箇所の整理方法等は分かりやすく、説得力があるか。	10
		プレゼンテーション能力・提案意欲	・プレゼンテーションは分かりやすく、説得力があるか。 ・業務に対する取組意欲、熱意が感じられるか。	10
5	提示見積額		配点（10）×（全参加者のうち最も低い提示見積額 ※1 / 当該参加者の提示見積額）＝得点 ※2	10
6	その他		上記以外で評価できる点があれば加点する。	10

※1 全参加者のうち最も低い提示見積額が、あらかじめ設定した下限額を下回る場合は下限額にて算出する。

※2 得点結果（小数点以下）は、小数点第二位を切り捨て、少数第一位まで取り扱う。